明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令の一部を改正する政令（二二九）　二
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（二三〇）　三
○スポーツ基本法の施行期日を定める政令（二三一）　四
○スポーツ基本法施行令（二三二）　四

〔省　令〕
○社会教育調査規則等の一部を改正する省令（**文部科学**二七）　四
○船員保険法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**九四）　六

〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（**法務**三七〇）　六
○財務省が関係行政機関に属する行政機関として所管する法令に基づく手続等のうち、関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を適用する範囲を定める件の一部を改正する件（**財務**二五一）　六
○全国障害者スポーツ大会開催規程の一部を改正する件（**厚生労働**二五一）　六
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第三十七条の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める率の一部を改正する件（**同**二五二）　七
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第四項の規定に基づき厚生労働大臣の定める率の一部を改正する件（**同**二五三）　七
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件（**同**二五四）　七
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件（**同**二五五）　八
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件（**同**二五六）　八
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第八項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件（**同**二五七）　八
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第十項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件（**同**二五八）　八
○保安林の指定を解除する件（**農林水産**一四一～一四一八）　八
○石油の備蓄の確保等に関する法律第七条第三項の規定に基づく基準備蓄量の減少を同条第四項の規定に基づき、告示する件（**経済産業**一七一）　九
○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件（**国土交通**七九〇）　九
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**七九一）　九
○登録建築物調査機関の事業所の所在地を変更した件（**同**七九二）　九

〔国会事項〕　一〇

〔人事異動〕
内閣　国家公務員制度改革推進本部事務局　東日本大震災復興対策本部事務局　内閣府　法務省　財務省　防衛省　最高裁判所　一〇

〔皇室事項〕　一二

〔官庁報告〕
労　働　一二

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示（中部地方交通審議会）　一二

〔公　告〕
諸事項　一三

官庁
金融商品取引業者に対する行政処分、金融商品取引業者の営業保証金に係る配当表関係　一三

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三〇

会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。